

2026年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

広島県東広島市寺家産業団地5番1号
ダイキョーニシカワ株式会社
代表取締役 杉山 郁男

当社は、2025年11月6日付けで関東大協株式会社(以下「関東大協」といいます。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、関東大協を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)
2026年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)
 - (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過
当社が関東大協の全株式を所有していますので、関東大協に対し、本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過
関東大協は当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求権について該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続の経過
関東大協は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議手続の経過
関東大協は、2026年2月10日付けの官報をもって、債権者に対し本吸収合併に異議があれば1箇月以内に申し出るべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には格別に催告をしましたが、異議申述期限までに異議を申し出た債権者はいませんでした。
3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過(会社法施行規則第200条第3号)
 - (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過
本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過
本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議手続の経過
当社は、2026年2月10日付けの官報及び電子公告にて債権者に対し本吸収合併

に異議があれば1箇月以内に申し出るべき旨を公告しましたが、異議申述期限までに異議を申し出た債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）
当社は、本吸収合併の効力発生日に、関東大協の資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）
別添資料のとおりです。
6. 会社法第921条（吸収合併の登記）の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）
2026年4月1日
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）
当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本吸収合併に係る吸収合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行いました。
なお、2026年2月10日付けの電子公告により当社の株主に対して、本吸収合併に関する公告を行ったところ、当社の株主から本吸収合併に対する反対の意思の通知はありませんでした。

以上

2026年2月4日

吸収合併に係る事前開示書面

栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 130 番地 3
関東大協株式会社
代表取締役 柏原 輝彦

当社は、2025年11月6日付けでダイキョーニシカワ株式会社(以下「ダイキョーニシカワ」といいます。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、ダイキョーニシカワを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことといたしました。が、本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項)
別紙のとおり。
2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号)
完全親子間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号)
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号)
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号)
 - (1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項
 - ①最終事業年度に係る計算書類等の内容
最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。
 - ②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - ③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

【別添資料】

- (2) 吸収合併消滅株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本吸収合併効力発生後のダイキョーニシカワの資産の額は、負債の額を十分に上回るが見込まれます。また、本吸収合併後のダイキョーニシカワの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておられません。

したがって、ダイキョーニシカワが負担する債務については、本吸収合併効力発生後も履行の見込みがあると判断しております。

7. 上記1から6に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）

上記1から6に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することとします。

以上

【別添資料】



吸収合併契約書

ダイキョーニシカワ株式会社（以下「甲」という。）及び 関東大協株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法等）

第 1 条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）ものとし、本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号：ダイキョーニシカワ株式会社

住所：広島県東広島市寺家産業団地 5 番 1 号

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：関東大協株式会社

住所：栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 1 3 0 番地 3

（合併対価）

第 2 条 甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対して一切の対価を交付しない。

（資本金及び準備金の額）

第 3 条 甲は、本件合併により資本金及び準備金の額を増加させない。

（合併の効力発生日）

第 4 条 本件合併が効力を生ずる日（以下「本件合併効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本件合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙の協議の上、これを変更することができる。

（簡易・略式合併）

第 5 条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本件合併を行う。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本件合併を行う。

（権利義務の承継）

第 6 条 甲は、本件合併効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務の一切を乙から承継する。

【別添資料】

(従業員の引継ぎ)

第 7 条 甲は、本件合併効力発生日に、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとし、甲及び乙の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

(善管注意義務)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結の日から本件合併効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に悪影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙の協議の上、これを行うものとする。

(合併条件の変更等)

第 9 条 本契約締結の日から本件合併効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本件合併の合併条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

(本契約規定以外の事項)

第 10 条 本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙の協議の上、これを決定するものとする。

本契約の締結を証するため本契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を保有し、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2025年11月6日

(甲：吸収合併存続会社)

広島県東広島市寺家産業団地 5 番 1 号
ダイキョーニシカワ株式会社
代表取締役 杉山 郁男



(乙：吸収合併消滅会社)

栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 1 3 0 番地 3
関東大協株式会社
代表取締役 柏原 輝彦

